

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2018

月刊

中小企業レポート

10

No.503

活性化情報

長野県中小企業団体中央会

特集

第70回中小企業団体全国大会が京都で開催されました



事業承継
セミナー開催

～会社を未来につなげる～ 10年先の会社を考えよう

プログラム内容

第1部

事業承継の前に見える化と 磨き上げが必要

- 後継者が継ぎたいと思う企業づくりに必要なこと
- 見える化のツール「ローカルベンチマーク」とは?
- 専門家が支援「早期経営改善計画策定支援事業」とは?

第2部

特例事業承継税制とは?

- 事業承継の具体的なステップ
- 贈与時、相続時に実質税負担ゼロで後継者に自社株式を承継できる
- 「特例事業承継税制」とは?

時間■15:00～17:00(会場は下記をご覧ください。) 開場14:30

対象■承継を考えている経営者さま、承継予定者さま

定員■各会場30名(先着順)

参加費
無料

- 11/13(火) 佐久平交流センター(佐久市)
11/21(水) 豊科交流学習センター「きぼう」(安曇野市)
12/ 4 (火) 信州INAセミナーハウス(伊那市)
12/14(金) 中野市市民会館(中野市)
1/24(木) 長野県信用組合本店(長野市)
2/ 7 (木) 長野県信用組合上田支店(上田市)

平成30年度版
「事業承継の安心手引」を
差し上げます。

●お申込み・お問い合わせ
長野県信用組合 経営支援部
☎026-233-5605 FAX026-234-3588

主催■長野県信用組合／TKC関東信越会長野支部
後援■長野県

事業承継に関する支援を専門家とワンストップで行います。「けんしんBANK」にご相談ください。

けんしん BANK ATM

セブン銀行ATM

けんしんBANKのカードご利用で
いつでも ご利用手数料

0円※



24時間
ご利用OK

※けんしんBANKのカードをセブン銀行ATMでご利用いただく場合、108円(消費税等含む)が必要となる有料の時間帯がありますが、即時、お客さまの口座にキャッシュバックいたします。

●セブン銀行ATMは店舗により営業時間が異なります。●システムメンテナンス等によりご利用いただけない時間帯がございます。

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

けんしん BANK

知恵と力を合わせて信州を元気に

月
刊

中小企業レポート

2018

10

No.503

-
- 2 **特集**
第70回中小企業団体全国大会が
京都で開催されました
-
- 7 **中央会インフォメーション**
-
- 9 **市町村のイチオシ！**
小海町
-
- 10 **好機逸すべからず**
株式会社佐々木工業（佐久市）
野村ユニソン株式会社（茅野市）
-
- 12 **弁護士の話**
「従業員承継 1
～従業員承継の概要と課題～」
-



〈表紙写真〉八峰の湯（ヤッホーの湯）

標高1,270mに位置する八峰の湯（ヤッホーの湯）は広々とした大浴場と開放感あふれる露天風呂が自慢の源泉かけ流しの湯。晴れた日には悠然とそびえ立つ八ヶ岳連峰を望むことができます。お食事処は地元食材を使ったヤッホーこだわりメニューを用意し、宴会のリピーターも増えています。美肌の湯としても評判の泉質を持ち、日帰り温泉施設ながら県内外から大勢の皆さんが訪れ、心と体を癒されています。

第70回中小企業団体全国大会が 京 都 で 開 催 !!

～明治150年 歴史と文化、地域を支える中小企業が未来を拓く～



9月12日、第70回中小企業団体全国大会が京都府京都市「上七軒歌舞練場」をメイン会場に「西陣織会館」と中継をつないで開催されました。

景気は、緩やかに回復しているとされているものの、地域経済・雇用を支える地域の中小企業・小規模事業者においては、アベノミクスの成果による経済の好循環は実感できていません。それどころか、現下の深刻な人手不足、さらには、豪雨の影響も相まって、中小企業・小規模事業者の経営環境は一層厳しい状況が続くことが予想されています。

被災地をはじめとする全国各地の中小企業・小規模事業者は、現在、事業の再生・存続に向けて懸命の努力を続けています。また、中小企業・小規模事業者は、全国各地で頻発する自然災害をはじめ、人口減少による国内市場の縮小、原材料費

の高騰や設備の老朽化、人手不足の深刻化とそれに伴う人件費の上昇、働き方改革、後継者難による事業承継の困難化等、多様な課題を抱え、その対応に苦慮しています。

このような状況の中で、中小企業・小規模事業者が直面する課題に前向きに対応していくには、個々の自助努力だけでは限界があるため、中小企業組合をはじめとする連携組織での取組みが重要となります。中小企業・小規模事業者の課題を内外へ訴えることを目的として本県から参加した41名を含め、全国合計約2,000名が集い全国大会は開催されました。

全国大会では全国の優良組合等の表彰が行われ、本県からは協同組合長野県旅行業協会（長野市：三澤弘理事長）、松本市建設事業協同組合（松本市：深澤信治理事長）の2組合が表彰されました。

県内優良組合表彰



協同組合長野県旅行業協会

理 事 長 三澤 弘
設 立 年 月 日 平成17年9月29日
組 合 員 数 132名
専 従 者 数 3名
主 な 共 同 事 業 ①旅行事業
②共同購買
③教育情報事業



松本市建設事業協同組合

理 事 長 深澤 信治
設 立 年 月 日 昭和59年4月3日
組 合 員 数 63名
専 従 者 数 2名
主 な 共 同 事 業 ①共同受注及び斡旋事業
②教育情報事業

決 議 内 容 (抜粋)

I 経済の好循環を実感できる中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化

【要望事項】

1. 中小企業・小規模事業者対策の加速化

- (1) 経済の好循環を実感できるよう、生産性の向上、経営力の強化、IoT導入やビッグデータの活用等の第4次産業革命への支援を加速化し、中小企業・小規模事業者の持続的な成長の実現に向けた予算の拡充を図り、着実に遂行すること。

また、支援策の実施にあたっては、統一的かつ効率的な周知・広報に努めること。

- (2) 地方創生交付金の拡充及び恒久化を図ること。また、財政基盤の脆弱な地方自治体でも活用できるように国の負担割合を増やすこと。
- (3) 2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げについては、必要性等の広報の強化を図ること。また、適正な価格転嫁や価格表示の改定への円滑かつ万全な対策を講じること。
- (4) 消費税率引上げによる駆け込み需要と反動減の平準化や消費喚起のための対策を適時講じること。なお、「消費税還元セール」については、解禁しないこと。

2. 生産性向上・経営力強化に対する支援の拡充

- (1) 「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」の後継補助金を基金化事業として創設すること。
- (2) 過年度にもものづくり補助金事業を実施してきた事業者の販路開拓、販売促進を図るためのフォローアップ事業に対する支援の拡充を行うこと。
- (3) 取引上優位な立場の親事業者が下請事業者に対して、買いたたきなど一方的に有利な取引条件を強要することのないよう、下請代金支払遅延等防止法等の違反行為に

対して一層積極的かつ迅速に対処すること。

3. 事業承継・後継者育成への支援の拡充

- (1) 次世代への円滑な事業承継を行えるよう支援策の拡充とともに、その施策の実効ある活用を促進するため周知徹底を図ること。
- (2) 中小企業組合を活用した後継者育成支援を拡充すること。

4. 中小企業組合・中央会等に対する支援の拡充

- (1) 国及び都道府県は、中小企業連携組織を育成・支援するため、中央会に対する中小企業連携組織対策予算を大幅に拡充・強化すること。
- (2) 中小企業組合における課題解決支援事業の創設及び補助金制度の改善・拡充を図ること。
- (3) 改定予定の「小規模企業振興基本計画」において地場産業及び伝統的工艺品関連組合に対する支援策の拡充を図ること。
- (4) 創業や再チャレンジ等、地方創生の一翼を担う企業組合活用に向けた支援策等の改善・強化を図ること。
- (5) 中小企業等経営強化法に基づく「事業分野別指針」の策定業種の拡大、策定後の当該業種の組合等の声を踏まえた検証・見直しを行うこと。

また、中央会が「事業分野別経営力向上推進機関」と連携し、各事業分野別にきめ細かく経営力強化を図る支援ができるよう、組合等連携組織に対する予算を安定的に確保・拡充すること。

- (6) 中小企業組合の力が十分発揮できるよう、中小企業組合制度の見直しや運用の弾力化を図ること。

II 地域活性化を担う中小企業・小規模事業者に対する支援の拡充

【要望事項】

1. 官公需対策の強力な推進

- (1) 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示された中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び目標率について、執行の平準化を図りつつ、必ず目標を上回る契約実績を達成するとともに継続的に安定した中小企業・小規模事業者向け官公需予算を確保すること。
- (2) 官公需適格組合制度の周知徹底を広く図り、地方公共団体を含めた各発注機関において官公需適格組合への発注目標を設定するとともに総合評価落札方式における官公需適格組合への加算措置を講じるなど受注機会の増大に向けた取組みを一層強化すること。特に、地震をはじめとする自然災害からの復旧・復興にあたっては、被災地における官公需適格組合等を積極的に活用すること。

また、防災協定を締結している組合等に対しては、随意契約などによる優先的な発注に努めること。

- (3) 採算性を度外視した価格での落札が行われないよう最低制限価格制度を導入するほか、低入札価格調査制度を

積極的かつ適切に運用すること。

- (4) 少額随意契約の意義を広く正確に広報するとともに、その適用限度額の引上げなど少額随意契約制度の見直しを行うこと。
- (5) 各発注機関は、分離・分割発注の推進に努めること。
- (6) 建設業界における生産性向上に向けた工事発注制度を改善すること。

2. 海外展開に対する支援の拡充

- (1) 企業連携による海外見本市・展示会など海外市場に向けた販路開拓支援を継続・強化すること。特に、中小企業・小規模事業者が率先してグローバルなバリューチェーンに参画できるよう、新輸出大国コンソーシアムの専門家増員等により、CPTPP等の利活用の強力かつ迅速な推進を含め、中小企業の海外展開を積極的に支援すること。
- (2) 人材等の活用を通じた海外展開への支援策を引き続き推進すること。
- (3) 外国人旅行客4,000万人誘致実現に向けたインフラの

整備と施策を引き続き強力に推進すること。

3. まちづくりの推進、中心市街地の再生支援

- (1) 地域コミュニティを支える中小小売店及び商店街の機能強化に対する取組みを支援すること。
- (2) 賑わいと魅力ある「まちづくり」を推進するため、まちづくり三法（大店立地法、中心市街地活性化法及び都市計画法）の見直しを速やかに行うこと。
- (3) 商店街振興組合等の法人格を有する意欲ある商店街に対して、集客力向上を図る取組みの支援や、新たな補助制度を創設するなど法人組織への優遇策を講じること。

- (4) 外国人誘致（インバウンド）施策の一環として、外国人観光客の消費需要や様々なニーズに対応するための商店街等の取組みに対して支援を拡充すること。
- (5) 意欲ある中小小売業者によるハード・ソフト面の取組みに対して、平成26年に廃止された「地域商店街活性化事業（にぎわい補助金）」、「商店街まちづくり事業」に代わる補助金制度を創設すること。
- (6) 地域活性化の妨げになるような商店街等の空き店舗や遊休施設の積極的な活用や、起業、創業・第二創業、後継者育成に対する支援策を一層拡充させること。



Ⅲ 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充

【要望事項】

1. 震災、豪雨災害に対する復旧・復興の更なる推進

- (1) 復旧・復興対策の十分かつ柔軟な財政措置を講じるとともに、被災した中小企業組合及び中小企業・小規模事業者の経営再建、事業継続のための復旧・復興補助事業等に万全の措置を講じること。また、被災地の復興段階に応じた復興支援ニーズに柔軟かつ迅速に対応するとともに、復興後の経済発展を見据えた必要な予算を継続して措置すること。
- (2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）を継続するとともに、補助対象の拡大及び認定や設備の入替条件の緩和を行うこと。また、中小企業・小規模事業者の事情に配慮した迅速かつ弾力的な運用拡充・強化を図ること。
- (3) 被災事業者に対する貸付条件の緩和や手続きの簡素化、借入金の返済猶予など、資金調達の円滑化に向けてあらゆる方策を継続すること。
- (4) 全国各地で発生する恐れがある豪雨や暴風雨による甚大な被害に対して、迅速な「激甚災害」の適用を措置し、地方自治体が行う復旧・復興を力強く後押しするための支援策を講じること。

2. 福島復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施

- (1) 原発事故の完全収束に向けた確実な廃炉作業を実施すること。
- (2) 中間貯蔵施設の整備及び除染廃棄物搬入対策の加速化、原発事故による汚染水処理の早急な対応、除染対策の徹底を図ること。
- (3) 県産品のモニタリング検査の実施状況等、消費者等への放射能に関する正しい知識の普及に積極的に取り組み、安全性、観光地の安全情報など適切な情報発信を強化すること。
- (4) 被災中小企業・小規模事業者の事業再建等の自立に向け、安心して経済活動を行えるよう最大限の支援策を講じること。

3. 地域の防災・減災対策の強化と国土強靱化の推進

- (1) 国土強靱化アクションプラン2018を着実に推進するとともに、地域計画の策定と実施が進むよう支援を拡充させること。また、安全なまちづくりに向けて、南海トラフ地震、首都直下型地震等に備える防災・減災対策を推進すること。
- (2) 中小企業や中小企業組合及び組合同間が取り組むBCPの策定・運用に対する支援措置を積極的に推進すること。



Ⅳ 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充

【要望事項】

1. 中小企業の資金調達の円滑化

- (1) 中小企業の多様なニーズに沿った各種金融支援策を拡充・継続すること。特に、被災地域への総合的な支援に加えて、原材料・エネルギーや人手不足等に伴う人件費などの経営コスト高騰等の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援や、生産性向上や新規事業展開のための設備投資、新たな活力を生み出す創業資金、円滑な事業承継支援等の資金需要に引き続き万全の措置を講じること。
- (2) 信用保証協会の基金補助金を十分確保し、中小企業・小規模事業者の経営安定化を図るセーフティネット保証を最大限活用すること。
- (3) 中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定を支援するなど、金融機関によるコンサルティング機能をより一

層発揮することで中小企業金融円滑化法期限後の出口戦略を継続すること。また、自治体の損失補償付制度融資等における求償権放棄に向けた働きかけを一層強化し、中小企業の円滑な再生への取組みを継続すること。

- (4) 商工中金について、「在り方検討会」の中間報告を踏まえながら、経営上の課題に直面している中小企業・小規模事業者や中小企業組合に対して、単なる融資に止まらない親身かつ前向きな支援が安定的に行われるよう必要な措置を講じること。
- (5) 協同組織金融機関である信用組合の地域金融機能を堅持すること。特にゆうちょ銀行の預入限度額再引上げについては、小規模事業者等への円滑な資金供給等に支障を生じさせないよう、慎重に対応すること。

2. 成長戦略を実現するための金融支援の実施

- (1) 経営者の個人保証に過度に依存しない融資慣行をより一層推進するよう、引き続き各金融機関・信用保証協会に対して、「経営者保証に関するガイドライン」の遵守

を促すこと。

- (2) 中小企業の設備投資及び新事業展開等のための新たな資金ニーズの対応について万全を期すため、経営革新等支援機関と国、自治体、専門家との連携体制を維持、強化すること。

2. 中小企業・組合税制の拡充

【要望事項】

1. 中小企業の活力を維持するための税制の強化

- (1) 中小法人の法人税の軽減税率について、税率の引下げと適用所得金額の撤廃を行ったうえで、その措置を恒久化すること。
- (2) 生産性向上特別措置法による先端設備導入計画に基づく固定資産税の軽減措置について、中小企業組合を対象にしたうえで、恒久化すること。
- (3) 中小企業経営強化税制の適用期限を延長すること。
- (4) 中小企業投資促進税制の適用期限を延長すること。
- (5) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限を延長すること。
- (6) 地域未来投資促進税制の適用期限を延長すること。
- (7) 研究開発税制を拡充したうえで、適用期限を延長すること。
- (8) 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の適用期限を延長すること。
- (9) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は絶対に行わないこと。法人事業税の課税の更なる拡大は行わないこと。
- (10) 留保金課税の中小企業への拡大は行わないこと。
- (11) 減価償却制度の定率法を廃止せず、定額法への統一は行わないこと。また、法定耐用年数の大幅な短縮や減価償却制度の簡素化を図ること。
- (12) 中小企業の欠損金の繰越控除の利用を制限しないこと。
- (13) 前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税と事業所税は廃止すること。
- (14) 印紙税を早急に廃止すること。
- (15) ガソリン税の特例税率を廃止すること。
- (16) 車体課税を抜本的に整理し軽減すること。
- (17) 個人事業税の事業主控除額（290万円）の引上げと、65万円の青色申告控除の拡充を図ること。
- (18) 退職給付引当金や賞与引当金等の損金算入規定を見直すこと。
- (19) 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）の償却年数を、現行の5年から3年に短縮すること。
- (20) 創業後5年間の法人税・社会保険料・登録免許税等の減免など創業時の中小企業の税制上の負担軽減措置を拡充すること。
- (21) 生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の免税措置を恒久化すること。

2. 事業承継税制の拡充を含む事業承継支援措置の拡充

- (1) 個人事業者等の事業用資産に係る承継時の負担軽減を図る特例措置を講じること。
- (2) 取引相場のない株式評価方法については、中小企業の実態を適切に反映した評価となるよう、抜本的に見直すこと。
- (3) M & A（親族外承継）を円滑化するための措置を講じること。

3. 消費税対策の継続・強化

- (1) 複数税率及び適格請求書等保存方式（「インボイス方式」）については、十分な時間をかけて検証し、廃止を含めた慎重な対応をすること。
- (2) 消費税の外税表示は、事業者が選択できるよう、恒久化すること。
- (3) 個別消費税（ガソリン税、自動車取得税、酒税、タバコ税）や印紙税に係る消費税の二重課税は早期に解消すること。

4. 地域の活性化に資する中小企業の負担軽減

- (1) 商業地における空き店舗を活用した所有者に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を講じること。
- (2) 商業地等の宅地に係る固定資産税の負担調整措置を継続するとともに、地価が下落している場合は固定資産税の評価額に修正を加えることができる特例措置を図ること。
- (3) 輸入原材料価格の安定化を図るため、関税制度の見直しを図るとともに、政府売り渡し価格決定に際しては、中小食品製造業の不利益につながらないよう十分に配慮すること。

5. 組合関係税制の強化

- (1) 中小企業組合の法人税の軽減税率について、企業組合、協業組合をも対象とし、税率の引下げと適用所得金額の撤廃を行ったうえで、その措置を恒久化すること。
- (2) 信用協同組合の貸倒引当金の繰入限度額を貸倒実績率又は法定繰入率を用いて算出した繰入限度額の10%増しとする措置の適用期限を延長すること。
- (3) 火災等共済組合等の異常危険準備金の損金算入を認める特例措置の適用期間を延長すること。

3. 中小製造業等の持続的発展の推進

【要望事項】

1. 公設試験研究機関への最新機器導入及び更新に対する支援の強化・拡充

2. 知的財産の係争費用に対する補助など中小製造業等の知的財産活動に対する支援の拡充

3. 電力の安定かつ安価な供給の実現

- (1) 大企業に比べて製造コストに占める電気料金の比率が高く、代替手段に乏しい中小企業・小規模事業者の電力コスト軽減のために、再生可能エネルギー発電促進賦課金の上昇抑制や発電に係るコストの引下げなどを図ること。
- (2) 政府は、原子力発電所の立地地域が求める防災対策等に万全を期すとともに、立地地域の理解と納得を前提に、厳正な審査の実施により厳格に安全確認がなされた原子力発電所については、再稼働を実現し、電気料金の引下げと電力の安定供給を図ること。

4. 省エネ・新エネ支援の拡充

- (1) 省エネ設備の導入、再生可能エネルギー等の活用など徹底した省エネ・新エネ対策を大胆に実施すること。
- (2) 中小企業・小規模事業者等に対する省エネルギー設備導入支援を継続し、補助率を引き上げるとともに、中小企業連携枠を設ける等拡充すること。
- (3) 中小企業組合向け省エネルギー補助制度を創設し、自家発電、空調、LED照明等の省エネ設備の導入を加速さ

せること。

4. 卸売・小売業、サービス業、流通・物流業に対する支援の拡充

【要望事項】

1. 卸売・小売業支援の拡充

- (1) 卸売業と小売業を一体として振興・育成する新たな法律を制定すること。
- (2) 卸団地等の連棟改修及び撤去に対する財政支援を行うこと。
- (3) 中小小売業の活性化のための支援を拡充・強化すること。

2. 流通・物流対策の強化

- (1) 市街地や商店街等の駐車違反取締りにあたり、積み降ろし業務可能な駐車スペースの確保や円滑な道路交通の有効活用等、業務に配慮した支援を講じること。
- (2) 中小企業・小規模流通業・物流業の適正取引の推進、人材確保、経営改善など、物流効率化のための経営革新への取組みに対する支援措置を拡充すること。
- (3) 地域経済の活性化、農林水産物をはじめとする物流の効率化、観光などの旅客輸送力の強化などに寄与する高速道路網の整備拡大を図ること。
- (4) 高速道路料金の大口・多頻度割引率の適用拡大を行うとともに、割引制度を恒久化すること。
- (5) 平成29年4月から強化された車両制限令に基づき、事業協同組合に一律に科される高速道路の大口・多頻度割引停止措置を見直すこと。

5. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保障対策の推進

【要望事項】

1. 働き方改革の実現に向けた中小企業への配慮

- (1) 改正労働基準法では罰則規定が強化されることから、その改正内容並びに36協定のあり方について、中小企業に対して懇切丁寧な周知と働き方改革推進センターの相談体制の拡充を図ること。

- (2) 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、2023年4月より中小企業への猶予措置が廃止されるが、国はその間、長時間労働の抑制に向けた中小企業支援を拡充すること。

- (3) 自動車運転の業務、建設業等については、改正法施行5年後に時間外労働の上限規制が適用されることとなることから、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引条件の実態等を踏まえた中小企業団体等に対する支援を行うこと。

- (4) 働き方改革関連法の成立・公布を受け、短時間・有期雇用労働者等について、正規雇用労働者との待遇差を解消するための政省令等の整備がなされるが、その内容についての十分な周知を図ること。

今後検討される同一労働同一賃金のガイドラインは、中小企業の経営実態を踏まえ、慎重な議論の上に策定すること。

2. 地域の実情を踏まえた最低賃金の設定

- (1) 最低賃金の目安額は、その決定にあたって、法の原則及び目安制度を基にし、地域の経済情勢、雇用動向、中小企業の生産性向上の進展状況を検証した上で設定すること。
- (2) 最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業に対し、生産性向上に向けた支援策を拡充すること。
- (3) 特定最低賃金は、地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止すること。

3. 外国人技能実習制度の円滑化と拡充

- (1) 外国人技能実習機構は、監理団体の許可、技能実習実施計画の認定が円滑に行われるよう体制整備を図るとともに、事務手続きの簡素化、迅速化を図ること。
- (2) 技能実習2号移行対象職種の拡充にあたっては、業界のニーズ等を把握し、検定試験制度の創設等の支援を講じること。

4. 障害者雇用への中小企業支援策の拡充

障害者を積極的に雇用する中小企業、今後新たに障害者雇用を計画している中小企業に対して、助成制度や金融・税制面での優遇措置等を拡充すること。

宣 言

本日、中小企業団体の代表2,000名は、「明治150年 歴史と文化、地域を支える中小企業が未来を拓く」をテーマに、ここ京都府京都市に集い、約28,000の中小企業組合の総意を取りまとめ、その実現に向けて、共に取り組むことを決議した。

現在、頻発する自然災害をはじめ、人手不足の深刻化、働き方改革、事業承継問題等、多くの課題への対応を迫られている中にあって、我々は、地域の経済・雇用の担い手として、自らの経営基盤を強化し、持続的に成長することが求められている。

そのためには、個々の努力に加えて、組合の持つ「つながる力」を大いに発揮し、直面する課題に全力で取り組んでいかなければならない。我々は、次の目標を掲げ、国や地方公共団体等に対して、本大会の各決議事項の早期実現を強く求める。

一、生産性向上、働き方改革への対応による持続的な成長

一、被災地の早期復旧・復興と地域活性化

一、中小企業組合等連携組織の存在価値の向上

本日参集した我々一同は、新たな時代を切り拓くべく、積極果敢に行動することを決意する。

上宣言する。

平成30年9月12日

第70回中小企業団体全国大会

信州サービス産業レベルアップ研修会

これからの日本経済を支えていくのは観光産業といわれている今日、信州の魅力や強みを活かした「高付加価値型」の観光サービスを提供できる体制を構築し「稼げる観光地域」になるため、観光サービス業に携わる幅広い業種の皆様を対象にした研修会を開催します。

日時：平成30年10月22日(月) 13時30分～16時55分

会場：安曇野庁舎 講堂 (安曇野市豊科4960-1)

第1部

松井コンサルティングサービス 代表 松井 拓己 氏

「優れたサービスに学ぶ、選ばれ続ける6つのポイント～サービスをモデル化して価値向上を実現する～」

第2部

三和交通株式会社 社長 吉川 永一 氏

「品質維持の仕組みと新しいタクシーへの挑戦」

第3部

経済産業省関東経済産業局 担当官

「サービス産業の生産性向上に向けて ～IT導入補助金～」

お申込、お問い合わせは、長野県観光部観光誘客課おもてなし推進担当(担当:赤羽)までご連絡ください。
TEL:026-235-7253 FAX:026-235-7257 メールアドレス:kankoshin@pref.nagano.lg.jp



松井コンサルティングサービス
代表 松井 拓己 氏

ブリヂストン事業開発プロジェクトリーダー、ワクコンサルティング副社長を経て現職。サービスサイエンスに基づいたサービス改革や顧客満足向上支援、研修や講演などサービス改革の専門家として業種を問わず数々の企業を支援。サービス産業生産性協議会サイトにてコラム連載中。



三和交通株式会社
社長 吉川 永一 氏

「お客様が乗ってから降りるまで、いかに快適に安全にその空間を提供するか」を重視。乗務員の研修方法やモニター制度、インセンティブなどに工夫を凝らし接客マニュアルの確実な履行を促進。
「タートルタクシー」「SPタクシー」などアイデアタクシーも運行中。第3回ハイサービス日本300選受賞。

SS(サービス・ステーション)過疎地対策 NAGANOフォーラムが開催されました

8月21日、長野市の県庁講堂において、長野県、県市長会、町村長会、長野県石油商業組合(渡邊一正理事長)の4者主催による標記フォーラムが、組合関係者、自治体職員など約150人の出席のもと、開催されました。来賓として、資源エネルギー庁成瀬石油流通課課長補佐、関東経産局資源・燃料課宮坂課長、全石連加藤副会長、本会佐々木専務理事が臨席しました。

経済産業省では、給油所が3ヶ所以下の市町村を給油所過疎地と位置づけており、主催者を代表して挨拶した太田寛副知事は、「給油所が無くなると住民生活への影響が顕在化する。県内初開催、全国で2番目となるこのフォーラムが、給油所過疎地31町村を抱える本県において、この問題を考えるきっかけにしてほしい」と述べられました。

事例紹介には、村内1給油所となった下伊那郡天龍村から永嶺村長自ら出席、説明するなど、意識の高いフォーラムとなりました。

県石油商業組合では、ほかにも9月19日に「災害時対応の研修会と実地訓練」を開催するなど、石油製品供給安定化に取り組んでいます。



災害時対応の研修会と実地訓練の様子

阿部知事との意見交換会のお知らせ

日 程 平成30年11月6日(火)

場 所 長野市南石堂町「ホテルメトロポリタン長野」

【第5回正副会長会議】 15:00～15:30

内 容 ・阿部知事との意見交換会等について
・今後の予定等について

【正副会長・正副支部長等懇談会】

15:30～16:00

内 容 ・中央会の事業実施状況について

【知事との意見交換会】 16:00～17:00

内 容 (1)組合等の取組事例紹介

○企業連携による医療機器開発への取組

○協同組合による人材確保・育成への取組

(2)知事との意見交換会

【交流懇親会】 17:00～



昨年の意見交換会の様子

長野県中小企業団体事務主任者会 創立50周年記念式典のお知らせ

日 程 平成30年11月15日(木)

場 所 長野市南石堂町「ホテルメトロポリタン長野」

【総代会】 13:30～14:00

【記念式典】 14:30～15:20

内 容 組合事務局専従役職員表彰ほか

【記念講演会】 15:30～16:30

テーマ 「天気の人々がみた異常気象と
気象災害への備え」

講 師 気象予報士 天達 武史 氏

【祝賀パーティー】 16:40～

記念講演会では、フジテレビ朝の情報番組「とくダネ!」で“アマタツ”の愛称で親しまれる気象予報士の天達武史氏にご講演いただきます。事務主任者会の皆様、ぜひご参加ください。



小海町章
(昭和36年11月3日制定)

Koumi Town

小海町

町のイメージキャラクター
「森の妖精プティリツァ」

～じゃあ、週末、こうみで。～

「憩うまちこうみ」として
都会に多くのファンを持つ小海町。

人口4,700人、北八ヶ岳の玄関口である小海町は長野県の東部、南佐久地域のほぼ中央に位置し、広大な原生林の中に「松原湖」や「白駒の池」など美しい湖が点在しています。登山や釣りが楽しめ、白菜やレタスなど高原野菜の産地でもあります。

小海町では、平成28年度より持続可能なまちづくりの施策である憩うまちこうみ事業に取り組んでいます。「憩うまちこうみ」では、都市部企業との連携を図り、松原湖や八ヶ岳、高原野菜や多彩な人材など、小海町ならではの資源を活用した素材を有機的に結びつけて、都市部企業向けのプログラムを作り出し、提携企業社員の福利厚生役に立てることを目指しています。事業に興味のある企業のみなさん（人事担当部局）は、ぜひご連絡ください。

問い合わせ：憩うまちこうみ事務局（小海町役場内）

TEL.0267-92-2525

<http://ikoumachi-koumi.jp/>



「北八ヶ岳小海・星と自然のフェスタ2018」
【10月12日午後3時～14日正午開催】

小海町（松原湖高原）は標高が高く、雄大な八ヶ岳の懷に抱かれた自然豊かな景色に囲まれ、星の美しさも全国有数な場所として星マニアの中で温められていました。ドライブコースとしても人気が高い松原湖高原、メルヘン街道は最高地点2,127m、その麓に天空のリゾートホテル「小海リエックスホテル」があります。標高1,450mの特設会場の夜空はこぼれ落ちそうな星の数々に感動すること間違いありません。日本三大星まつりに名乗

りを上げるべく、満を持して開催します。大手カメラメーカーや天文メーカー約30社が全国から集結。昼間は小海の美しい自然を満喫できるウォークも開催します。高原野菜やメーカー提供の光学機器等、豪華景品が当たる大抽選会、地元食材を使ったフードエリアなど、どなたでも楽しめるプログラムを用意しました。おもてなしの心で皆さんをお待ちしています。



「松原湖水上のワカサギ穴釣り」は
いかがでしょうか？

標高1,123mに位置する松原湖は「猪名湖」「長湖」「大月湖」の3つの湖の総称。最大の猪名湖を一般的に松原湖と呼んでおり、主に釣りが楽しめるのは、「猪名湖」と「長湖」。関東・東海地方から、氷上のワカサギ穴釣りファンが多く訪れます。真冬の最低気温は-20度、毎年12月下旬から3月上旬まで



楽しめます。釣ったワカサギは周辺の宿で調理し食べることができます。ワカサギの天ぷらと珍しい刺身の味は格別です。

小海町が目指すものは、企業もまちも元気になれるまちづくり。この町に集い過ごすすべての人が自分らしく憩える町「憩うまちこうみ」です。



小海町長
黒澤 弘

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.121

株式会社佐々木工業（佐久市）

積極的な設備投資と人材への投資を続け、精密板金加工の“コンビニ”を体現。

モノの流れを重視した新工場

佐々木工業は1959年、プレス加工業として創業。1972年にベンダーを導入し、板金加工へとシフトし



インテリジェント自動倉庫と広々としたスペース

ました。人材育成による技術力向上と設備投資に力を入れ、±0.1ミリの加工精度を標準レベルとした精密板金加工が事業の柱です。

受注のほとんどが特注品や100個以内の小ロット品。医療機器や計量機器の製造許可も受け、加工精度、納期、コストで顧客の高い信頼を得ています。

「現場社員に作業指示書を出すだけで、一日の仕事の指示はしません。朝来た図面を夕方までに仕上げる、そういう特注・特急品で会社が成り立っているからです」と佐々木正行会長。そして、その“神業”が可能なのは社員23人中、一級技能士



工場に掲げられた一級・二級技能士合格証書

6人、二級技能士7人というハイレベルな技術者集団だからこそ、と胸を張ります。

他社に先がけて最新設備を積極的に導入。さらに独自の生産管理システムを構築し設備のネットワーク化、リアルタイム生産を実現し、高品質・低価格な製品の短納期化を可能にしてきました。

そして2017年7月、手狭になっていた佐久市工場団地内の工場を隣接地に移転し、敷地面積は約3倍、工場床面積は約2倍に。「モノの流れを重視したスペースとレイアウト」で工場内の通路を広く取り、6例10段の自動倉庫から材料を引き出し、加工工程、検査・梱包までワークフローが非常にスムーズになりました。

高い社員満足度

同社では厚板、長尺の板金加工のプレス曲げ加

工を短尺化と溶接で対応。加工精度と納期、コストに問題を抱えていました。



高精度ベンディングマシン

そこで、平成24年度ものづくり補助金を活用。最新鋭の高精度ベンディングマシンを導入し、一括板金加工システムを構築しました。「自動曲げ角度補正システムにより作業効率が上がり、ネットワークにつながったことで省力化とコストダウンが実現できました」と佐々木将臣社長。これにより総合技術力で国内トップクラスの競争力を獲得し、新規顧客拡大を目指しています。業績好調が続くこの機をとらえ、同社ではさらに新たな設備投資も視野に入れています。



一般向けに販売するステンレス製品

設備投資とともに意欲的に行っているのが、人材への投資とワークライフバランスの充実。一級技能士、二級技能士の資格取得を目指した教育投資と取得者へのインセンティブなどを行う一方、社員の家族も含めたイベントの開催や快適な職場環境づくりにより社員満足度を高めています。



株式会社佐々木工業

代表 代表取締役社長 佐々木将臣
創業 1959（昭和34）年10月
資本金 2,000万円
本社 佐久市中込3305



TEL.0267-67-1820 FAX.0267-67-1851
事業内容 精密板金加工、プレス加工、医療機器、板金加工設計・製造

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 122

野村ユニソン株式会社（茅野市）

FA、ロボット、医療機器からワインまで、
“お客様に向けたビジネス”の成果多彩。

ロボットからワインまで

FA関連装置の設計・製造、産業ロボットの開発・製造から、金型設計・製作、精密中空鍛造品、ダイカスト品、バルブ関連製品、医療関連製品、フィルタ製



黄銅鍛造製品

品等の製造まで。その一方、フランスに当地の有名醸造家が醸す自社ワイナリーを持ち、自然派ワインおよび洋酒の輸入販売を手広く行う。

野村ユニソンは多彩なものづくりとワインでグローバルに事業を展開し、いずれもハイレベルな技術、製品で高く評価されているユニークな企業です。

同社は1954年、亜鉛・アルミダイカストおよび金型製造で創業。当時珍しかった金型の自社製造にこだわり、技術を磨いてきました。「それがものすごい技術の集積となり、時計製造機械から、現在の半導体製造装置、液晶検査・製造装置などのハイテク機械の開発・製造へとつながってきたのです」。金型技術がすべての源にある、と野村稔社長は強調します。2000年代には生産ラインの自動化・合理化ニーズを受け、産業用ロボット事業を積極的に展開。グローバルに展開する大手メーカー向けのOEM生産を中心に各種産業ロボットの開発・製造が拡大しています。

同社の強みは自社の合理化設備を自社で開発できること。同社の生産ラインには多彩な製品それぞれに最適化した最新鋭製造設備が稼動し、合理的な製造を実現しています。

商売はお客様に向いていることが大事

同社では新たな開発にもものづくり補助金を積極的に活用。平成25年度ものづくり補助金では給湯機器用に使用する鍛造製品の原価低減と市場拡大を目指し、加熱炉とコア技術のひとつである中空鍛造技術を融合した合理化ラインを構築しました。

「働き方改革は生産性向上しかない」と言い切

る野村社長。「改善・改革にもものづくり補助金がとても役立ち、社員のモチベーションも上がって成果につながっています」

ものづくり会社がワインの輸入販売をなぜ始めたか。その理由をたずねると、こんなエピソードを明かしてくれました。

「商売はお客様に向いていることが大事。お客様のためになることをすればビジネスになるのは、製造業もワインの輸入販売も同じこと。思いついたらとにかくやってみろと。ホテルやサービスエリアなども手がけた先代がそう言って始めたんですよ」

すべての事業分野で好調を維持し、医療機器分



フランスの自社ワイナリーで自然派ワインを生産

野では国内外市場をターゲットにした新たなプロジェクトが進行中という同社。その元気の源がここにあるようです。



中空鍛造生産ライン



ロボットが活躍する生産ライン

野村ユニソン株式会社

代表 代表取締役社長 野村 稔
創業 1954（昭和29）年11月
資本金 5,000万円
本社 茅野市ちの650



TEL.0266-72-6151 FAX.0266-73-6559

事業内容 産業機器設計・製造、ロボット製造、金型設計・製作、素形材加工（鍛造・ダイカスト）
洋酒・ワイン輸入卸、仏自社ワイナリー運営

弁護士の話

従業員承継1 ～従業員承継の 概要と課題～



弁護士 田中良平 (長野市)

1 はじめに

前回までのコラムでは、親族内承継について取り上げましたが、近年の調査によれば、親族内承継の割合が減少し、親族外承継の割合が増加していることが指摘されています。このような現象が生じている背景には、親族内で承継者を確保することが困難になってきているという事情があると推測されます。

そこで、今回と次回のコラムでは、親族外承継のうち、従業員承継について取り上げます。

2 従業員承継

(1) 従業員承継とは何か

親族以外の役員や従業員に事業を承継させる方法を、「従業員承継」と呼びます。従業員承継のメリットとしては、経営者としての能力のある人材を見極めて承継することができること、社内で長期間働いてきた従業員に承継させることで経営方針等の一貫性を保ちやすいことなどがあげられます。また、M&A等で企業外の第三者に事業を承継させる場合と比較すると、内外の関係者から心情的に受け入れられやすい方法であると思われる。

(2) 従業員承継の場合の後継候補者

従業員承継の場合の後継候補者として、役員であれば、親族以外の共同創業者や、副社長などが考えられます。従業員としては、社内で一定の経験を積み、経営に近い役割を担ってきた、いわゆる「番頭」格の従業員が考えられます。

(3) 株式の取扱い

役員や従業員が後継者として代表取締役就任の際の株式の取扱いについて、大きく分けて2つのパターンが考えられます。1つは、後継者が現経営者から株式を承継するパターンです。もう1つは、後継者が現経営者から株式を承継せず、現経営者やその親族が株式を持ち続けるパターンです。

後者のパターンを選択する理由としては、株式の評価額が高額で、後継者となる役員や従業員が株式を買い取るのが困難であるというものが考えられます。しかしながら、株式が承継前の経営者やその親族の手元に残る場合、承継後の株主総会で、経営の重要事項や役員人事等が否決されるリスクが生じることとなり、後継者による経営が制約を受けてしまう可能性が高いといえます。したがって、基本的には、後継者において全株式の3分の2以上を取得し、特別決議事項（会社法309条2項）に

についても確実に意思決定できるだけの体制を整えておく必要があります。最低でも普通決議事項である取締役の選任決議に必要な過半数の株式を取得することが必要です（会社法309条1項）。

3 従業員承継を行う場合の課題

(1) 後継者の選定

親族内承継の場合は、自ずから後継者の候補者は絞られてきますが、従業員承継の場合は、誰を後継者とするのかの選定が非常に重要なポイントとなります。従前の人間関係等によっては、他の役員や従業員から反発が出ることもあり得ます。こうなってしまうと、円滑な事業承継は望めないため、社内や取引先の理解を得られるかどうかという点は、従業員承継の後継者を決めるうえで重要な要素だといえます。

また、従業員として優れている人物であっても、必ずしも経営者に必要な資質を備えているとは限りません。後継者の考え方や意識を、従業員としてのものから経営者としてのものに変えていくことも必要になります。例えば、承継に先立ち、候補者を代表権の無い取締役就任させ、経営者としての感覚を身につけさせていくという方法も考えられます。

(2) 後継者による株式取得のための資金調達

先に述べたとおり、後継者が安定した経営を行うことができるようにするためには、後継者が全株式の3分の2以上、最低でも過半数の株式を取得する必要があります。ところで、従業員承継の場合には、株式の承継は有償譲渡によることが多いですが、企業の業績や財務状態が良好だと、株式の評価額が高額となり、株式の取得のための資金調達が困難になるという悩ましい一面があります。一方、株式の評価額が低い場合は、企業に多額の借入金があったり、業績が悪くなかったりという理由が背景にあると考えられ、候補者が事業を承継すること自体への抵抗感が出てきってしまうと考えられます。

企業価値の磨き上げをするとともに、後継者となる役員・従業員に株式を円滑に取得させるということは、従業員承継を行う上でクリアすべき重要な課題といえます。

(3) 関係者の理解

従業員承継の場合は、親族内承継の場合と比較して、取引先や金融機関の理解を得るために時間を要する場合があります。また、現経営者からの株式の取得にあたっては、将来の紛争防止のため、現経営者の親族の理解を得る必要もあります。従業員承継を行おうとする場合は、親族内承継の場合以上に、関係者の理解を得るための環境整備を積極的に行っていくべきといえます。

4 終わりに

親族内で後継者を確保することが困難になってきていると考えられる中で、従業員承継は事業承継の有力な選択肢になってきていると考えられます。しかし、従業員承継はあまり利用されていないという実態があります。従業員承継を成功させるためには、後継者の選定や、株式の承継、関係者の理解を得るための環境整備について、入念な準備が必要であり、早くから承継に向けた準備を始めることが大切だといえます。

～11月は「労働保険適用促進強化期間」です～

・・・全国において集中的な適用促進活動を展開します。・・・

長野労働局総務部 労働保険徴収室

☆ 適用促進活動の趣旨

◎労働保険の適用促進につきましては、依然として未手続事業所が残されているのが現状です。

未手続事業の解消は、

- ① 労働保険制度の健全な運営
- ② 費用の公平負担
- ③ 労働者の福祉の向上

の観点から極めて重要であり、より一層の適用促進に取り組み、未手続事業の解消を図るため、国は「未手続事業一掃対策」を推進しています。

◎11月1日から30日までの1ヵ月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、未手続事業の一掃を主要課題と位置付けて、全国において集中的な適用促進活動を展開することとしています。

☆労働保険とは

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称であり、

事業主は、社員・嘱託社員・パート、アルバイト等労働者を一人でも雇用していれば、労働保険の加入手続を行わなければなりません。(国の強制保険制度)

未手続事業所に関する情報がございましたら、労働局もしくは最寄りの監督署、安定所にご提供ください。ご提供いただきました情報は加入促進に役立たせます。

◎**労災保険とは**、業務上の事由又は通勤により労働者が負傷又は、疾病にかかったり、死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

◎**雇用保険とは**、労働者が失業した場合及び労働者の雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

また、失業の予防、労働者の能力開発その他労働者の福祉の増進を図るための各種助成金等の支給も行っています。

◎**事業主が故意又は重大な過失により労災保険関係の成立手続を行わない期間中に**、事故が発生した場合、労災保険給付に要した費用の全部(100%)又は一部(40%)を徴収される場合があります。(費用徴収制度)

◎**中小事業主が労働者と同様に労災保険給付等を受けることを希望する場合**には、労働保険事務組合に事務委託し、特別加入申請することにより、その適用を受けることができます。

(中小事業主等の特別加入制度)

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
三井生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
三井生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
三井生命保険株式会社



* 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
込み取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
お問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
たっては、「設計書 (契約概要)」 「特に重要な事項のご説明 (注意喚起
情報)」 「ご契約のしおりー約款」 および長野県中小企業団体中央会
の「退職金共済規程 (規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取
扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央 1-21-8 三井生命松本ビル 2F TEL:0263-34-3585

<https://www.mitsui-seimei.co.jp/>

長野営業部 TEL:026-226-2820

松本営業部

TEL:0263-35-8519

飯田営業部 TEL:0265-24-4980

諏訪営業部 TEL:0266-52-1356

あづみ野営業部

TEL:0263-84-0256

東御営業部 TEL:0268-64-5413

上田営業部 TEL:0268-24-2755

佐久営業部

TEL:0267-62-0358

三井-KB-2018-2 (損保) B-2018-1 (2018.4)
B-2018-1011 (2018.4) 使用期限 2019.3.31

小口当座貸越根保証「ウサポくん」・小口カードローン当座貸越根保証「ミミポくん」

中小企業、小規模事業者の皆さまの資金調達を反復継続的かつ安定的に支援します。

	概 要
ご利用いただける方	次のすべての要件を満たす方 【個人事業者の場合】 (1) 取扱金融機関と与信取引があること ただし、借入のない方または創業5年未満の方は取扱金融機関と与信取引がなくても要件を満たします (2) 確定申告を1期以上行っていること (3) 保証申込直前期の確定申告において申告所得を計上していること (更新時においては、次期の確定申告において申告所得を計上する見込みを含みます) 【法人の場合】 (1) 取扱金融機関と与信取引があること ただし、借入のない方または創業5年未満の方は取扱金融機関と与信取引がなくても要件を満たします (2) 決算を1期以上行っていること (3) 最近2期のいずれかの決算において経常利益計上、または直近決算において債務超過でないこと (更新時においては、次期の決算において経常利益を計上する見込みを含みます)
保証金額	「ウサポくん」: 100万円以上3,000万円以内 「ミミポくん」: 50万円以上500万円以内 ただし、「ウサポくん」「ミミポくん」合算で月商3ヵ月以内（商業、サービス業は2ヵ月以内）
保証期間	1年もしくは2年
更新	条件変更による期間延長可能 当初保証から5年を超える場合は継続新規（最長6年まで）
信用保証料	年0.39%～1.62%
貸付利率	金融機関所定の利率
連帯保証人	原則として法人の代表者を除き不要
担保	原則として不要

中小企業のグッドパートナー&ベストサポーター
長野県信用保証協会



詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。

ホームページ <https://www.nagano-cgc.or.jp>
E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

ながの共済
傷害共済

経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

経営者傷害共済 (傷害共済K型)

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから!

ケガによる死亡補償

2,000[※]万円

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

継続は
85歳まで!

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能



ながの共済

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階
【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階
【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階
【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル バレス1階
【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885
TEL.0268(24)1789
TEL.0263(33)0510
TEL.0266(78)4033
TEL.0265(24)7099

地域の中小企業と、未来を描く。

地域の経済を支える、中小企業のみなさまのために。

商工中金はさまざまな関係機関と連携して、そのビジネスをサポート。

豊かな地域社会の実現に向けて貢献してまいります。

商工中金



長野支店 026(234)0145

諏訪支店 0266(52)6600

松本支店 0263(35)6211

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11

●長野電鉄権堂駅下車(勤労者女性会館しなのき隣)

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6

●上諏訪並木通り

〒390-0811 松本市中央2-1-27

●松本郵便局筋向い(松本本町第一生命ビル1階)

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする金融機関です。



人を思う。未来を思う。

商工中金

ものづくり補助金の成果を東京で展示し商談します

平成24～28年度補正ものづくり補助金事業に取り組んだ県内19社が、「新価値創造展2018」（主催：独立行政法人 中小企業基盤整備機構）の長野県中小企業団体中央会コーナーに共同（パブリック）出展します！

上京のおり等にご参加ください。

■会 期 平成30年11月14日（水）～16日（金）10:00～17:00

■入 場 料 無料

■会 場 東京ビッグサイト（東京都江東区）東2・3ホール

■出展社数 約660社

出展社一覧（所在地は補助事業の実施場所）

事業所名	所在地	事業所名	所在地
株式会社 Aizaki	須 坂 市	楯木工製作所	南木曾町
株式会社エーシーオー	下 條 村	株式会社 Digit Works	長 野 市
株式会社キザキ	小 諸 市	東京精電株式会社	上 田 市
株式会社コソブ精機工業舎	塩 尻 市	株式会社長野セラミックス	千 曲 市
株式会社駒ヶ根電化	駒ヶ根市	株式会社南安精工	安曇野市
株式会社サイベックコーポレーション	塩 尻 市	株式会社西軽精機	佐 久 市
株式会社柴田合成	佐 久 市	マテリス株式会社	塩 尻 市
有限会社スワコ精密工業	諏 訪 市	株式会社ミスズ	千 曲 市
株式会社セリオテック	諏 訪 市	株式会社 MOLE'S ACT	諏 訪 市
株式会社大東製作所	諏 訪 市	中央会案内コーナー	

お問い合わせ先

ものづくり事業推進部 TEL：026-228-1208 E-mail：follow@alps.or.jp

必ずチェック 最低賃金！

長野県最低賃金は

時間額821円

平成30年10月1日から適用

※各種商品小売業及び印刷・製版業については、平成30年10月1日からそれぞれの特定（産業別）最低賃金が改正されるまでは、長野県最低賃金が適用されます。

【長野県最低賃金改正のお知らせ】

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」が改正されました。

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署または長野労働局
労働基準部 賃金室（電話026-223-0555）までどうぞ。

長野労働局

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を買く活用

中退共 小企業
退職金 済制度



http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/
（財）勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2018

10

No.503

第503号 平成30年10月10日発行
購読料年間 3,000 円（消費税・送料込み）
発行人 佐々木正孝

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内 4F
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

産業雇用安定センター を知っていますか？



【利用料】
無料

設立 30 余年の

公的な再就職支援機関です



大都市から地方都市へ

大企業から中小企業へ 成熟産業から成長産業へ

これまで **19 万人**の
再就職を支援してきました



公益財団法人 **産業雇用安定センター**

長野事務所 ☎ 026-229-0555

長野県長野市栗田源田窪 1000-1 長栄長野東口ビル 3 階